



福島医発第 3295 号 (地)
令和 3 年 3 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する
法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における
入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

外国人の技能実習生に関しまして、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、入国後の第 1 号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という。）に係る特例措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が制定され、本年 2 月 26 日に公布及び施行された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の一部改正では、技能実習生に係る入国前後の講習に関する特例措置が示されており、入国前講習を受講する期間や、入国前講習を一定程度受講した場合に入国後講習の時間数が短縮されるといった特例が適用されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○ 令和 3 年 2 月 26 日 介護保険最新情報 vol. 925

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 223)

令和3年3月17日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る
取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人の技能実習生に関しまして、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、入国後の第1号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という。）に係る特例措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が制定され、本年2月26日に公布及び施行されましたのでご連絡申し上げます。

今般の一部改正では、技能実習生に係る入国前後の講習に関する特例措置が示されており、入国前講習を受講する期間や、入国前講習を一定程度受講した場合に入国後講習の時間数が短縮されるといった特例が適用されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和3年2月26日 介護保険最新情報 vol.925

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

←厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の
保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の
施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の
免除に係る取扱いについて

計4枚（本紙を除く）

Vol.925

令和3年2月26日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971)

FAX : 03-3595-3670

社 援 発 0226 第 2 号
老 発 0226 第 2 号
令和 3 年 2 月 26 日

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

} 殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、入国後の第 1 号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という。）に係る特例措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 3 年法務省・厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。）（別添）が制定され、本日公布及び施行された。

改正省令の施行に伴い、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号本職通知。以下「解釈通知」という。）により通知した入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについては、当分の間、下記のとおりとしたので、ご了知願いたい。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方を願います。

記

第 1 入国後講習の時間数に係る現行の取扱いについて

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規

則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「施行規則」という。）第 10 条第 2 項第 7 号ハにおいては、入国後講習の総時間数の基準を定めているところ、技能実習生が過去 6 月以内に本邦外において一定の要件を満たす講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合には、入国後講習の総時間数を第 1 号技能実習予定時間全体の 6 分の 1 以上から 12 分の 1 以上に短縮できることとしている。

また、介護職種については、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。）第 1 条第 2 号イ、ロ及びニにおいて、入国後講習における「日本語科目」及び「技能等の修得等に資する知識の科目」の講義の総時間数に係る基準を定めているところ、技能実習生が入国前講習においてこれらの科目の講義に相当するものを受講した場合にあっては、その教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における当該科目の講義の時間数の一部を免除することができることとしている。具体的には、解釈通知第一の一の 2（3）において、入国前講習において受講したこれらの科目の講義に相当するものの時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の 2 分の 1 以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の 2 分の 1 を上限として免除することができることとしている。

第 2 改正省令による入国後講習の特例措置の内容について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、改正省令が制定され、下記のとおり入国後講習に係る特例措置を講ずることとされた。

1 「過去 6 月以内」の特例（改正後の施行規則附則第 7 条関係）

改正省令の施行日から令和 3 年 7 月 31 日までの間になされた技能実習計画の認定の申請（ ）について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、入国前講習の要件のうち「過去 6 月以内」を「令和元年 8 月 1 日以降」とし、同日以降に技能実習生が受講する講習を入国前講習として認めること。

2 「12 分の 1 以上」の特例（改正後の施行規則附則第 8 条関係）

改正省令の施行日以後になされた技能実習計画の認定の申請（ ）について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、

「45 日以上の期間かつ 240 時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、当分の間、入国後講習の総時間数を第 1 号技能実習予定時間全体の 24 分の 1 以上に短縮することを認めること。

() いずれも、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画の認定の申請を含む。

第 3 特例措置が適用される場合の入国後講習の時間数の取扱いについて

介護職種についても、改正省令の趣旨を踏まえ、上記第 2 の 2 の措置が適用される場合には、解釈通知第一の一の 2 (3) のうち「2 分の 1」とあるのは、「4 分の 3」と読み替えるものとする。ただし、告示第 1 条第 2 号口の規定に係る取扱いについては、従前のとおりとする。

なお、上記第 2 の 1 の措置については、介護職種に係る入国前講習にも適用されることに留意すること。

以上

改正後		改正前	
附 則		附 則	
(技能実習の内容の特例)		(新設)	
第七条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、令和三年七月三十一日までの間、同号ハ中「過去六月以内」とあるのは、「過去六月以内（機構が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合にあっては令和元年八月一日以降）」とする。		(新設)	
第八条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「十二分の一以上」とあるのは、「十二分の一以上（機構が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）のまん延の状況等を考慮してやむを得			

○法 務 省 令 第 二 号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 田村 憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

附 則	1 この省令は、公布の日から施行する。
	2 この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の際現に行われている技能実習計画の認定の申請についても適用する。

ないと認める場合であつて、当該技能実習生が入国前講習（四十五日以上の期間かつ二百四十時間以上の課程を有するものに限る。）を受けた場合にあっては、二十四分の一以上」とする。